

千葉県教育委員会殿

平成 30 年 1 月 27 日

〒 2 8 6 - 0 2 0 2

千葉県富里市日吉倉 3 0 0 7 - 9

弁護士法人房総法律 成田事務所

電 話 0 4 7 6 - 9 1 - 3 4 8 1

F A X 0 4 7 6 - 9 1 - 3 4 5 9

秋葉幸一代理人弁護士 吉永 雄二

同 後藤 裕造

質 問 状

元成田北高校教職員の秋葉幸一氏（以下、「秋葉氏」という。）に関して、以下の事項につき、平成 3 0 年 2 月末日までに、文書にて回答を要請する。

第 1 千葉県教育委員会が秋葉氏を刑事告発したこと

1 秋葉氏に対する刑事告発の時期

当職らが作成した「申し入れ書」（平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日付）でも触れたとおり、千葉県教育委員会（以下、「貴委員会」という。）は秋葉氏に対して、平成 2 8 年 5 月 2 0 日付で勧告書を交付している。

そして、上記勧告から約 1 年間もの時間が経過した後の平成 2 9 年 5 月ころに刑事告発が行われている。上記申し入れ書では、通常では考えられない時間が経過してから刑事告発に至っている具体的理由について回答するように求めた。

2 貴委員会の回答

これに対して貴委員会は、「事件内容を調査・検討し、その結果、秋葉氏の行為は刑事告発が必要と判断した」という抽象的理由のみしか述べていない。

3 刑事告発に至る経緯

(1) 当初は刑事告発することが検討された形跡がないこと

秋葉氏の行為が問題視された後に開催された貴委員会の会議議事録（平成 2 8 年 5 月 2 0 日定例会）を見ると、個人情報データの取り扱いに関する事故の再発防止に向けての取り組みとしていくつか具体例が挙げられているものの、秋葉氏を刑事告発することに関しては全く記述がないため、貴委員会がこの時点で刑事告発を検討していたとは考え難い。

(2) 某議員からの要望

しかし、同年6月15日の文教常任委員会（第1号）では、秋葉氏の行為について、某議員から、「退職したから処分ができない、でも、個人情報を持ち出して、これを例えば政治的な話じゃなくて、営利目的でいろんなところで使えるわけですよ。極端な話、それを持ち出してどこか地下組織の名簿屋さんか何かに流してお金にすることだってできるわけですし、いろんなところでそういった危険があるわけですよ。そういうことをやった人に対して、過去の職員だから処分ができない、または何もできないというのは、私はおかしいと思うんだけど、そこら辺はどうですかね。」という質問や、「やはり嚴重にここら辺は千葉県としてそういったものに関しては適正に、絶対許さないんだという姿勢を見せていただければというふうに思うと、要望して終わります。」などという意見があった。

また、同年10月11日の文教常任委員会（第1号）でも、同議員から、「これはもう退職者だろうが何だろうが、刑事罰に相当するような話ですから、そこら辺はきちんと対応していただきたいなと強く要望いたします。」という意見があった。

なお、上記発言は、名簿業者に生徒の個人情報を売却してその対価として金銭を得るような事案（営利目的で個人情報を漏えいする事案）と、秋葉氏の行為（平和国家を維持する目的で個人情報の漏えいもない事案）を同列に論じているようであり、正確に事案を把握していないことが明白であるから、傾聴に値するような発言ではない。

(3) 貴委員会が刑事告発を検討し、実際に刑事告発したこと

しかしながら、貴委員会は、秋葉氏に対する刑事告発を検討するようになり、実際に刑事告発に至っている。

4 刑事告発が不当であること

(1) 本件は、名簿業者に売却するために生徒の個人情報を盗み出したような悪質な事案ではない。学校業務を遂行するために以前から収集していた生徒の個人情報を、後になって署名活動に使用した事案であり、生徒の個人情報を目的外使用した点については秋葉氏に非があるものの、これに対して勧告にとどまらず刑事告発まですることは明らかに行き過ぎである。

これを裏付けるように、秋葉氏に対しては、平成29年12月21日付で不起訴処分がされていることから、秋葉氏の行為は県個人情報保護条例違反に該当しないか、又は起訴する価値が乏しい事件だということに他ならない。

(2) 当初の貴委員会の定例会の時点では、貴委員会は秋葉氏を刑事告発する

ことまでは考えていなかったはずであり、その理由は、秋葉氏の行為が特に悪質ではなく、県個人情報保護条例違反での刑事告発の先例もなかったからだと考えられる。

それにもかかわらず、貴委員会が秋葉氏の刑事告発を検討するようになったのは、某議員（事案すら正確に把握していないことがうかがわれる）の「強い要望」を受けた結果であることは容易に推測されるところである。ここで述べるまでもないことだが、教育行政という性質上、貴委員会には政治的中立性が強く要求されているところであるが、政治的圧力に屈して秋葉氏を刑事告発するに至ったと考えられる。このような経緯により、秋葉氏が刑事告発されたことは明らかに不当であるから、強く抗議するとともに、行政がゆがめられたことに対する貴委員会の見解を問う。

また、貴委員会が秋葉氏を刑事告発する前に、警察・検察、弁護士などに相談したり、物的証拠の収集をしたり、警察の捜査が始まった場合の当該高校への公務の影響などを検討したとしても、勧告から約1年もの時間が必要になるとは到底考えられず、刑事告発の時期としても遅きに失していることを付言する。

(3)秋葉氏は刑事告発されたことによって、被疑者の立場となった。そして、自宅を搜索され、長時間の取調べを受けるなど、被った精神的苦痛は甚大である。本件は、県個人情報保護条例違反に該当しないか、又は起訴する価値が乏しい事件であるにもかかわらず、貴委員会が刑事告発したことにより、秋葉氏は甚大な精神的ダメージを受けている。この点について貴委員会の見解を問う。

(4)ところで、貴委員会の回答書によれば、秋葉氏の行為は「実施機関の職員が業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため告発した」ということであるが、同条には「自己の不正な利用を図る目的」という文言はない。同条で規定されているのは、「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」であり、なぜ貴委員会が条例の文言をすり替えたのか理解に苦しむ。この点に関して、補充説明を求める。

第2 個人情報の目的外収集について

1 貴委員会の主張

当職らが作成した「申し入れ書」（平成29年10月24日付）でも述べたとおり、貴委員会は、秋葉氏が生徒の個人情報を目的外収集したと主張している（東京新聞の平成29年9月6日付記事によると、貴委員会の教職員課の担当者が、秋葉氏の行為は個人情報の「目的外収集」に当たると話して

いる)。しかし、貴委員会の主張は明らかに誤っている。

2 条例の規定

個人情報の目的外収集について定めた千葉県個人情報保護条例第64条は、「実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又50万以下は万円以下の罰金に処する。」と規定している。

3 同条例の解釈運用基準

千葉県個人情報保護条例の解釈運用基準によると、同条例第64条の「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいうとされている。そして、「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味するのであり、本条の罪が成立するには、このような目的をもって個人情報を収集することが必要であることが明記されている。

よって、職務の用に供する目的で個人情報を収集した後に、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の罪は成立しないことが明らかである。

4 秋葉氏は生徒の個人情報を目的外収集していないこと

貴委員会に対する事情聴取で秋葉氏が説明したように、秋葉氏が生徒の個人情報を収集した目的は、学校情報処理業務を遂行するためであるから、学校業務における目的外収集には該当しない。

この点について、平成29年5月24日に開催された貴委員会の第3回定例会の議事録にも、秋葉氏が生徒の個人情報を持ち出したのは、「成績処理のシステム構築を長期休業中に集中して自宅で行うことを目的に」していたことが記載されており、貴委員会としても秋葉氏が生徒の個人情報を目的外収集したわけではないことを認識していた。

5 貴委員会の対応が不当であること

このように、秋葉氏は生徒の個人情報を目的外収集していないことは明らかであり、貴委員会も同様の認識を有していたにもかかわらず、貴委員会は秋葉氏が生徒の個人情報を目的外収集していたと報道機関に伝達した。

このように、貴委員会が報道機関に不当な対応をしたことにより、秋葉氏は生徒の個人情報を目的外収集していたと広く報道されることになった。誤った情報が拡散されたことで、秋葉氏は多大な精神的苦痛を被っているが、この点について貴委員会の見解を問う。

以上